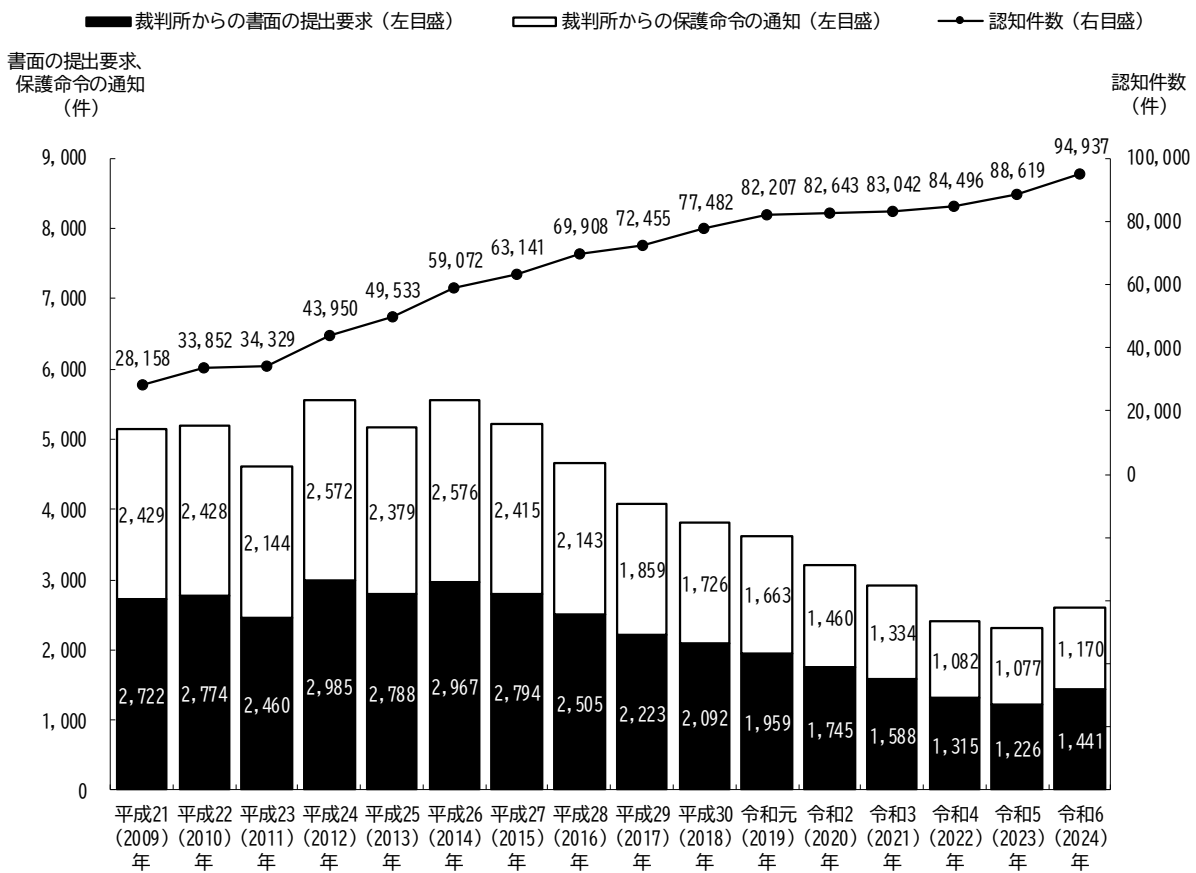


1-2 安全な保護のための体制の準備

1. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移

全国の警察が取り扱った配偶者からの暴力事案の認知件数は、令和6（2024）年は94,937件であり、前年に比べて6,318件増加した。また配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る警察の対応状況は、「裁判所からの書面提出要求への対応」が1,441件、「裁判所からの保護命令通知の受理」が1,170件となっている。

図表配1-2-1 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移（全国）



注1：認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

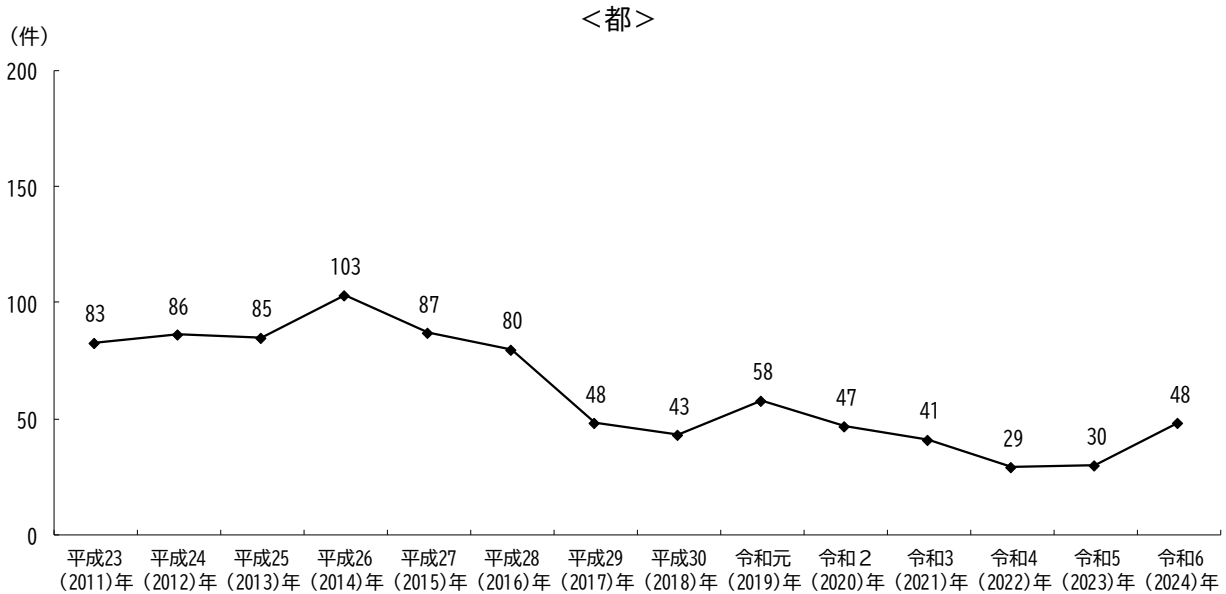
注2：認知件数には、DV防止法の改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命又は身体に対する脅迫を受けた事案について、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案について、また、令和6年4月1日施行以降、自由、名誉又は財産に対する脅迫についても計上

資料：警察庁「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

2. 保護命令発令件数

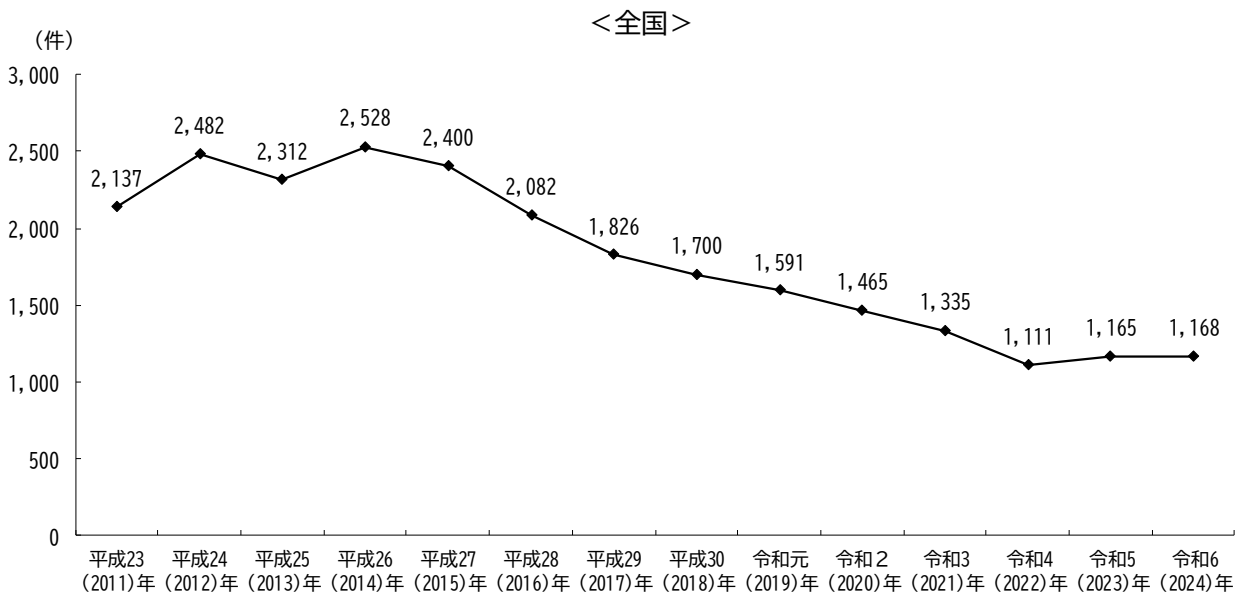
配偶者暴力に関する保護命令発令件数は、都・全国ともに平成26（2014）年以降、減少傾向にあったが、令和6（2024）年では増加しており、都では48件、全国では1,168件となっている。

図表配1-2-2 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移（都・全国）



注：令和6年は、集計方法を変更したため、令和5年の件数とは単純に比較することはできない。

資料：警視庁「警視庁の統計」（令和6年）



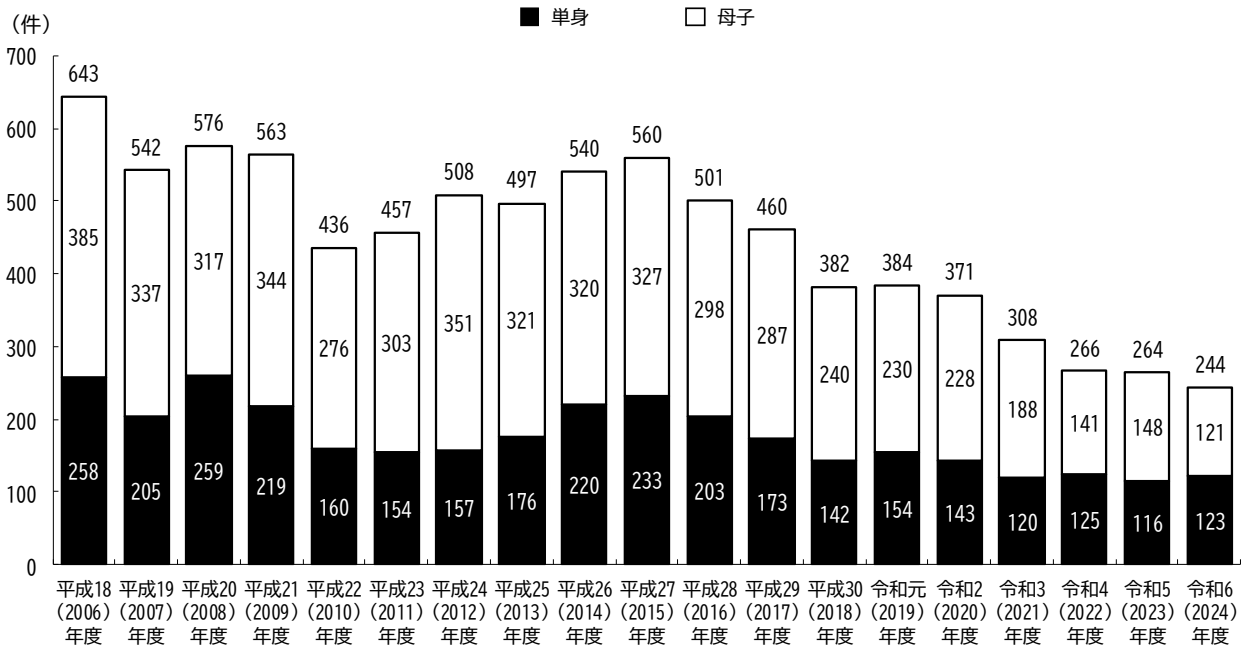
注：最高裁判所資料より作成。

資料：令和6年 司法統計年報

3. 配偶者暴力における一時保護件数の推移

都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数は、令和6（2024）年度は単身での保護が123件、母子での保護が121件、合わせて244件であった。

図表配1-2-3 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移（都）



注1：母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

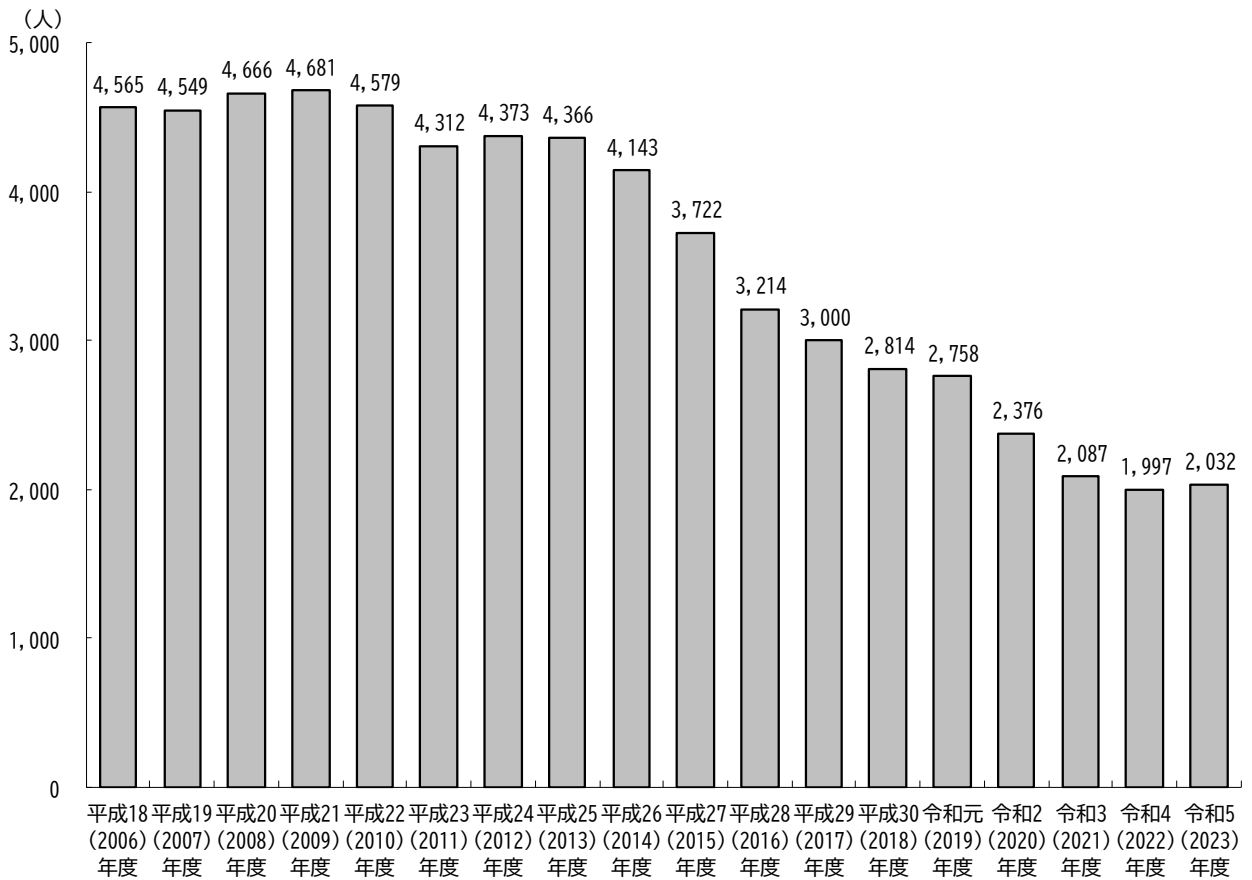
注2：一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

資料：東京都生活文化局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移（令和6年度）」

4. 女性相談支援センターにおける夫等の暴力により
一時保護された女性の人数の推移

全国の女性相談支援センターにおいて夫等の暴力により一時保護された女性の人数は、令和5（2023）年度で2,032人であった。平成18（2006）年度以降、4,000人を超える状態が続き、平成26（2014）年度以降は減少していたが、近年は横ばい傾向にある。

図表配1-2-4 女性相談支援センターにおける夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移
(全国)



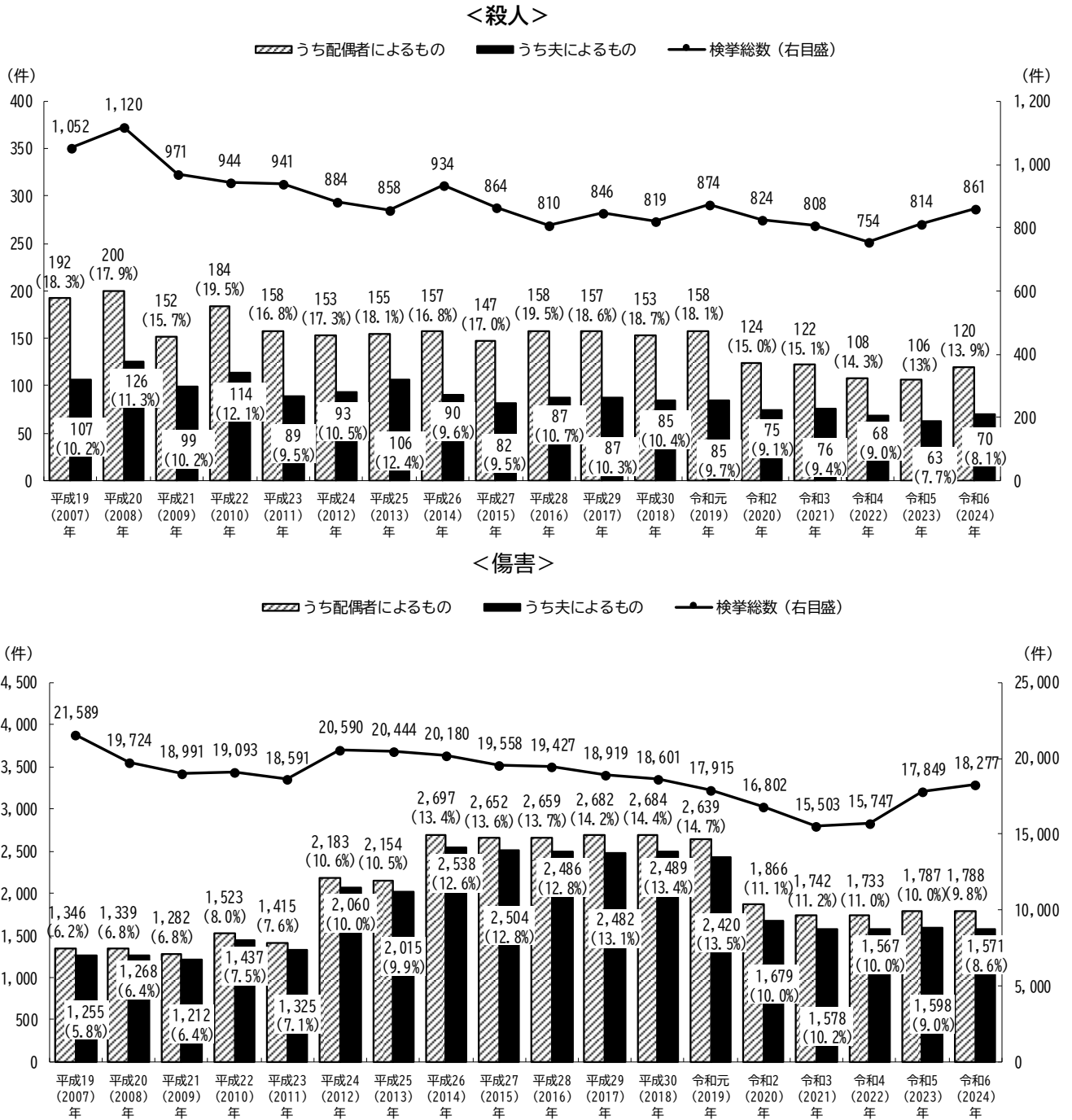
注：一時保護委託分を含む。

資料：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「困難な問題を抱える女性への支援について」

5. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移

全国の犯罪の総検挙件数に占める配偶者による犯罪の件数は、殺人では令和6（2024）年は861件のうち120件であり、そのうち70件が夫によるものであった。傷害では、令和6（2024）年は18,277件のうち、1,788件であり、そのうち1,571件が夫によるものであった。なお検挙総数は、殺人、傷害ともに減少傾向であるが、令和6（2024）年の検挙総数は増加となった。

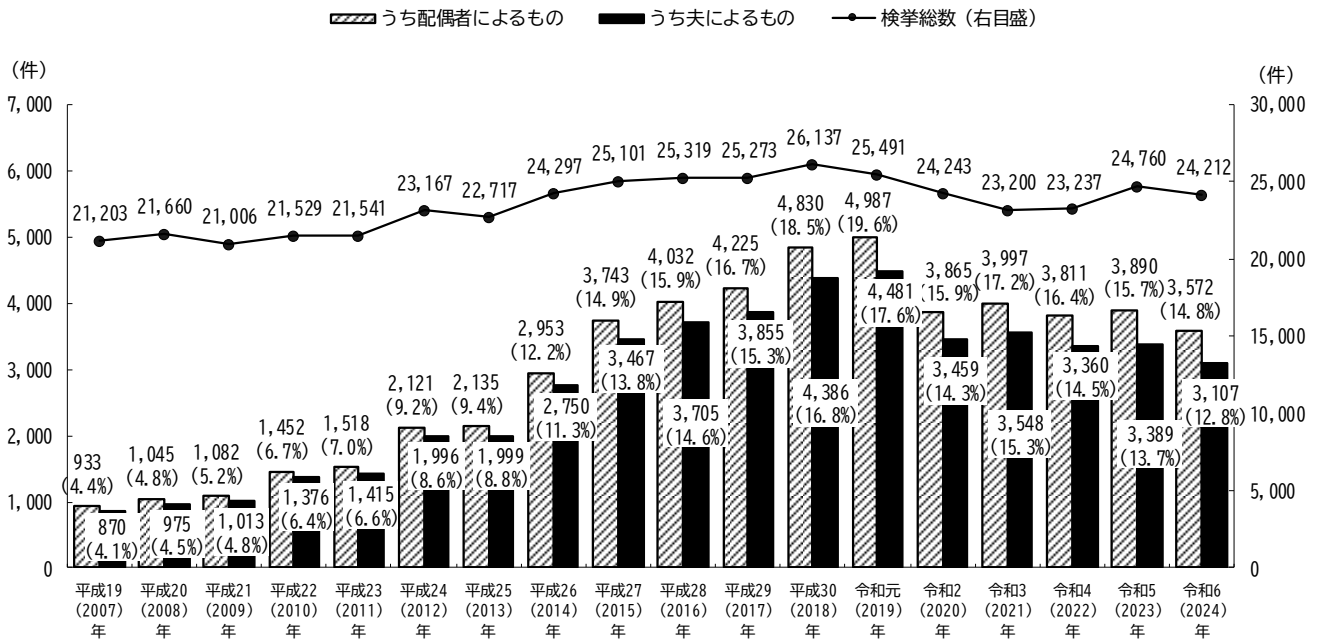
図表配1-2-5 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）



資料：警察庁「令和6年の犯罪」

暴行では、令和6（2024）年は全国で24,212件のうち、3,572件が配偶者によるものであり、そのうち3,107件が夫によるものであった。なお、令和6（2024）年の検挙総数は減少となった。

<暴行>



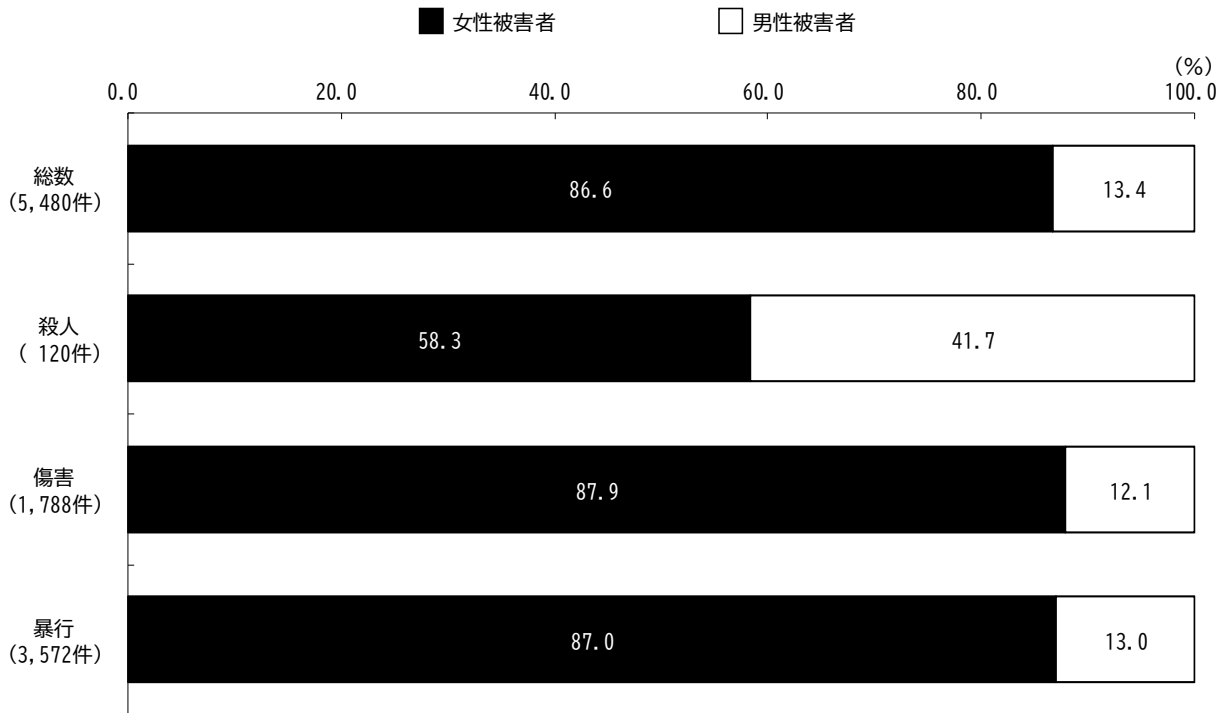
- 注1：解決事件を除く。
- 注2：配偶者には内縁関係にある者を含む。
- 注3：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：警察庁「令和6年の犯罪」

6. 配偶者間における犯罪の検挙状況

配偶者間における暴力で女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人は58.3%と他の罪種に比べて低くなっているが、傷害は87.9%、暴行は87.0%と高い割合になっている。

図表配1-2-6 配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比（全国）



注1：令和6（2024）年の数値。

注2：警察庁資料より作成。

注3：解決事件を除く。

注4：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注5：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：警察庁「令和6年の犯罪」